

令和7年3月 白杵市農業委員会定例総会議事録 ホームページ用

令和7年3月10日（月）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が3月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員
7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

6番 首藤 重雄 委員

農業委員会事務局職員

農林振興課職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

大津 賢治 主幹

付議議案

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 非農地証明願いについて

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、小橋会長にお願ひいたします。
- 議長 それではしばらく議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。
- 局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席番号6番の首藤 重雄委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。
よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。
- －異議なし－
- 議長 それでは、議席番号8番 赤嶺 雅也委員と、議席番号10番 上野 誠司委員に議事録署名をお願ひいたします。
議案審議に入ります。
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。
- 次長 1ページをご覧ください。
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和7年3月10日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二
- 番号1、(田) 314m²について、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 442 m²について、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

番号3、(畑) 1,881 m² 外3筆 合計 3,457 m²について、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

番号4、(田) 987 m²について、所有権を移転するものです。

番号5、(畑) 377 m²について、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。なお、当該農地には現地の前面道路に水道管を敷設するために掘削した土等を仮置きしていますが、今後、仮置きした土等は取り除き、3月末日までには畑に適した土を埋め、畑として利用できるようにすることです。

以上3条申請5件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

2月28日に実施しました、現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請5件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

城野 城野より、2月28日に実施しました、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田ですが埋められて畠になっており、果樹が作付けされています。許可後も果樹の栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、果樹が作付けされています。許可後も、果樹の栽培を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は4筆の畠で、これまで草刈等により管理されています。許可後はかぼすの栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、これまで水稻が作付されています。許可後も水稻の栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、これまで草刈等により管理されています。許可後は野菜類の栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第8地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政 第8地区推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

現地は埋め立てて果樹園になっています。今後も譲受人が同様の管理を行うとのことです。

番号 2 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、果樹が作付けされています。許可後は譲受人が引き続き果樹の栽培を行うとのことです。2 件とも、特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第 22 地区の吉良推進委員さん。

吉 良 第 22 地区推進委員の吉良です。

推進委員 番号 3 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地はこれまで草刈等により管理されています。許可後はカボスの栽培を行うとのことです。特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第 6 地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、これまで譲受人が水稻を作付けしています。許可後も水稻栽培を行うとのことです。特に問題はないと思います。

議 長 続きまして、第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区推進委員の玉田です。

推進委員 番号 5 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、これまで草刈等により管理されています。現在、水道工事に伴う土が盛られていますが、3月末までには撤去し、畑にす

ることです。許可後は野菜類の栽培を行うとのことです。特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後 藤 はい。まずは番号3の案件ですが、先月20日に譲受人から連絡があり、次の日、譲受人と一緒に圃場の確認を行いました。先ほど報告があつたように、カボスを植え付けるとのことでした。

番号2についてですが、果樹を植えるそうですが、写真を見ると石や岩がありますが、そのままで果樹の植え付けを行うのでしょうか。

議 長 事務局、お願ひいたします。

首 藤 番号2の申請地についてですが、写真左奥には現在、八朔が植わっています。実際、譲受人が収穫をして直売などに出荷しているということ主幹で、農地としての管理は始まっていると思っております。手前の方は、昔の壇があるのでその石が残っているのだと思いますが、今後、手前のほうにも果樹を植えるということで、畑として引き続き管理されていくのではないかと認識しております。

後 藤 わかりました。

委 員

議 長 その他、質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 - 「全員挙手」 -

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 5ページをご覧ください。

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和7年3月10日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

6ページをご覧ください。

番号1、(田) 719 m² については、所有権を移転し、法人の事務所を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号2、(畠) 495 m² については、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号3、(畠) 165 m² については、所有権を移転し、法人の事務所を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

赤 嶺 議案第 13 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査を 2 月 28 日に実施しました。チェックリストと併せて報告いたします。
委 員 番号 1 の田については、所有権を取得し、事務所として利用するものです。

申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が作付けされています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地になります。
一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断します。

番号 2 の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、これまで草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地になります。
一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断します。

番号 3 の畑については、所有権を取得し、事務所として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、これまで草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地になります。
一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5 条申請 3 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 21 地区の姫嶋推進委員さん。

姫 嶋 第 21 地区、推進委員の姫嶋です。

推進委員 番号 1 の田については、所有権を取得し、事務所として利用するものです。

申請地から道路を挟んで南側は中学校になります。申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が作付けされています。排水や日照など、特に周辺の農地に影響になる問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。番号2と3について、一括して報告します。
推進委員 番号2の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。
番号3の畠については、所有権を取得し、事務所として利用するものです。申請地の隣は臼杵のJAになります。申請地はそれぞれ1筆の畠で、これまで草刈等により管理されています。特に周辺の農業に影響になることはないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 - 「全員挙手」 -

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第14号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 8ページをご覧ください。
議案第14号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。
令和7年3月10日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 228m² の土地については、昭和50年頃から杉の植林を行い山林となっている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。申請地は次の10ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第14号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第14号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に議案第15号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 11ページをご覧ください。

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和7年3月10日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第3号）「令和7年3月10日公告予定」になります。1ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和7年2月末までに申し出がありました、白杵市全域の集積表であります。では、中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、38,525m² 28筆、畑については、17,707m² 13筆、合計面積は、56,232m² 41筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 24 名に対して、借り手は 15 名となります。各筆明細につきましては、3~6 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 7 年 3 月 10 日公告予定の農用地利用集積計画（第 3 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。別紙のチラシにあります、令和 7 年 2 月 20 日より利用権が行えないということですが、これに代わる方法というのはあるのでしょうか。
委 員

議 長 事務局、お願いします。

次 長 事務局からのお知らせということで、別紙チラシを渡していますが、こちらは協議連絡事項のあとで説明をさせていただきます。

赤 嶺 わかりました。
委 員

議 長 他に何かございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第15号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第16号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 12ページをご覧ください。

議案第16号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和7年3月10日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

大 津 おはようございます。農林振興課の大津です。

主 幹 それでは農用地利用集積等促進計画案につきまして、説明させていただきます。

その前に、現在の地域計画について、みなさまのご協力をいただきまして各地域も2回ずつ、1回目で農業について話し合い、2回目で目標地図について開催をしてまいりまして、無事に各地域での座談会ができました。みなさまのご協力、本当にありがとうございました。また、来年度からも地域計画自体もこれから話合いを重ねていって、より地域の状況に合った完成度の高いものを目指していくつもりですので、引き続き皆さまからのご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、促進計画案の説明をさせていただきます。

1ページ目を説明しますので、ご覧ください。

畠1筆、2,943m² を貸し付けするものです。農用地の所在は2ページに掲載していますので、ご覧ください。

3ページを説明しますので、ご覧ください。

田1筆、525m²を貸し付けするものです。農用地の所在は4ページに掲載していますので、ご覧ください。

次に5ページを説明しますので、ご覧ください。

畠2筆、合計1,713m²を貸し付けするものです。農用地の所在は6ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案についてご提案申し上げます。

議長　　ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

亀井委員　　はい。議案のことではないのですが、地域計画の話で今、縦覧なことがありました。縦覧はどのようにしてされるのか、そしてそれはいつするとかいうお知らせはあるのでしょうか。

議長　　担当課より、詳しく説明をお願いいたします。以前あった、公聴会の話もしてください。

大津主幹　　まず縦覧については、今週末か来週17日には行う予定にしております。縦覧の形式としましては、まずはホームページに地域ごとの地域計画案を出しまして、それから目標地図についても公表していくということにしています。その他、窓口に来られた方に対しては、そこで一覧等を印刷してお見せするという格好をとろうかなと考えています。縦覧期間は二週間となっておりまして、まずは3月31日まで、みなさまのところで開催した地域ごとに臼杵市内の地域計画を公表するつもりで動いております。

先ほど会長に言われました、公聴会については縦覧するにあたり、地域計画案について意見聴取を行うとされております。これが基盤強化促進法で決められておりまして、座談会を通して作成した地域計画案、目標地図の案について、農業委員会からは会長に参加していただき、その他、JA、農地中間管理機構、土地改良区に参加していただき、先週の7日の10時よりに行いました。それを経て、縦覧の準備を進めているところです。

議長　　大津さん、何日からするということはどうやって広報するのでしょうか。農業委員さんと推進委員さんには、直接地域の説明会に来ていただいているのですから、地区の方にも広報ができるように連絡をしっかりしてください。

大 津 はい。日にちについてはお知らせをいたします。
主 幹

議 長 よろしいでしょうか。

亀 井 はい。
委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第16号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第16号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。